

第5回豊橋市教育課題検討会議録

- 1 開催日時 平成24年5月23日(水) 午後3時～午後4時20分
- 2 開催場所 豊橋市役所東館 東86会議室
- 3 出席者 委員 岩崎正弥、白井正康、村川博美、宮本忠、鈴木啓史、
高橋豊彦、内藤静江、朝倉京子 ※敬称略
事務局 加藤喜康(教育政策課長)、宮崎正道(学校教育課長)、
村田敬三(教育政策課主幹)、柴田祥宏(教育政策課指導主事)、
宮本朋子(教育政策課指導主事)、山本誠二(教育政策課政策G主査)、
大橋史明(教育政策課政策G)
欠席委員 委員 白井宏治 ※敬称略

4 議 事

(進行：岩崎会長)

- 1 「学校規模の適正化に関する基本方針」への提言 中間報告(案)について
- 2 今年度の進め方について
- 3 学校規模の適正化を図るための手法等について
- 4 その他
次回会議日

○議事要旨

1 「学校規模の適正化に関する基本方針」への提言 中間報告(案)について

事務局から第4回会議から平成24年3月末にかけて策定した『「学校規模の適正化に関する基本方針」への提言 中間報告』の前回との変更点を中心として全体の説明。

- ・ 都市計画を踏まえて学校規模を検討していく必要があるということが、通学区域審議会でも指摘をされました。
- ・ 余裕教室の一覧表において、教室が足りないという状況が慢性的に続く場合は、対応を何らか検討していきます。

<委員>

学校規模の適正化を図るために検討をしていくときに、地域と協議をすることをしっかりとやってください。

<教育政策課長>

地域との関わりは、重要であるのでそのように進めていきます。

特定地域隣接校選択制を実施している三校区は、それぞれ地域に入って今後のあり方について協議を行っていきたいと考えています。

2 今年度の進め方について

今年度の進め方について事務局より説明。

今年度も昨年度に続き4回の開催を予定しており、11月頃に開催する第8回で『学校規模の適正化に関する基本方針への提言』を完成させたい。

3 学校規模の適正化を図るための手法等について

事務局から、「6 学校規模の適正化を図るための具体的な手法等」として、「(1) 学校規模の適正化を実現するための手法」、「(2) 手法を用いる際の優先順位」を順に説明。

- ・ 学校規模の適正化を図るための具体的な手法等として、通学区域の見直し、学校の分離新設、特定地域隣接校選択制度、学校の統合、特認校制度を考える。
- ・ 手法を用いる際の優先順位として、事務局案として以下のように考える。

複式学級となることが見込まれる場合：

通学区域の見直し→学校の統合

小規模校のうち全学年が1学級の場合：

通学区域の見直し→特認校制度、特定地域隣接校選択制度の活用、学校の統合

過大規模校及び今後過大規模校となることが見込まれる場合：

通学区域の見直し→特定地域隣接校選択制度の活用→学校の分離新設

特定地域隣接校選択制度の活用については、暫定的な措置でもあり、ここに明記していくことが適切か否かを検討中である。

<委員長>

吉田方小学校で特定地域隣接校選択制を導入したときに、通学区域の見直しを検討してから制度を導入したのですか。

<教育政策課長>

そうです。最初に通学区域の見直しを検討したが、校区を割ることはできないということで、苦渋の選択として特定地域隣接校選択制を導入しました。

<副委員長>

正確に言うとその間に小学校の分離新設の検討がありました。それが、敷地の問題があって、中学校を移設し小学校は現状のまま残すという変則的に対応をしました。そして、暫定措置として特定地域隣接校選択制を導入しました。

<委員長>

吉田方の場合で言うと小手先では良くないなって思います。

暫定的な特定地域隣接校選択制ではなくて、通学区域の見直しをしっかりとやって線引きを行った方がいいと思います。ただ、地元の反対はあるので、合意が得られることが前提になります。

また、特定地域隣接校選択制を導入しても児童数がなかなか減らないのであれば、最終的には通学区域の見直しを行うことを考えなければならないと思います。

<委員>

線引きというのが、通学区域のみの線引きなのか、校区を移動する線引きなのかが地元で問題になっています。

<委員>

線引きと言うのは、校区の移動を含めた線引きのことで、学校区のみを移して校区自治会を移さないと言うことは、できないと思います。

<委員>

新栄町で考えたときに、新栄町はとても広くて吉田方小学校の近くまでが町内です。だから、23号線で区切れればいいのですが、そうすると神社が花田校区へ移ってしまうことが問題になっています。神社がなくなると感じるのです。

<委員>

高師校区で言うと、町内を2つに割って校区が分かれてきた歴史がありますが、昔はもめたと思います。

<委員>

ただ、子どもたちのことだけを考えると、交通事故の危険等もあるので、家から一番近い学校へ通わせるのもひとつの考え方かなと思います。

吉田方中学校だと通学だけで何十分もかかる子もいるので、近い学校へ通わせたほうが良いと思います。

<委員長>

今の議論は、留意事項に関することになると思います。

優先順位で言うと、事務局からの提案は全て「通学区域の見直し」が最初に来ていますが、いかがでしょうか。

<副委員長>

「通学区域の見直し」とは、線引きのことで地域住民との合意形成を図りながら行うというこ

とですよ。その際には学校規模の適正化、通学の安全確保、通学区域の明確化という通学区域審議会で示されている三原則を踏まえた上で考えていく必要があります。

品川区で選択制が導入されていますが、学校を選択する一番の理由は距離です。学校の特色とか言われていますが、アンケート結果によると、優先していたのは距離でした。事故や防災的な観点など安全・安心に関することが重視されていることが分かります。

学校とは不思議なもので、校区の真ん中にあるわけではなくて過去からのいろいろな経緯の中で校区の端の方にあることもあります。少なくとも幹線道路を横切らないようにするなど子どものための通学区域であることに留意しながら考えていく必要があると思います。

線引きでやった場合に、アンケート結果によると年配の方々を含めて選択制に好意的でしたが、どのように考えていますか。全国的に見ると選択制を導入している地域は15%くらいにまで落ちてきており、子どもの安全安心と地域コミュニティのつながりを重視しようとしてきています。

<教育政策課長>

アンケート結果を持って地元に入ると、その結果と私たちの考えていることは全く異なるという風に言われます。回答者の全てが選択制を理解しているわけではないと言うわけです。

地元からは、市は地域力を上げるといっているのに、なぜこれだけ問題がある制度を続けているのかとされています。

<副委員長>

豊橋の自治会は、52の小学校に51校区あり、高豊校区が高根小学校と豊南小学校でできている以外は小学校区と一致しています。中学校区で自治会を作っている自治体もありますが、豊橋市では可能でしょうか。

<委員>

石巻の方などは子どもの人数が多くないので、中学校区で成人式をやっていることがあります。中学校単位で自治会をやるというのは、私はできると思います。

<委員>

線引きは難しいと思いますが、小学校を分離することは可能だと思います。線引きができなくても、一つの校区に2つの小学校を設置するならできると思います。

<委員>

自治会の問題があるのであれば、通う小学校と所属する自治会の校区が違っていてもいいと思います。

<委員>

それは違うと思います。防災やその他のいろいろな活動も校区を単位として活動をしているの

で問題があると思います。

<副委員長>

通学区域の弾力でできないことはないですよ。自治会の付き合いで隣の校区の学校へ通うということは特例ではありますが、できます。

ただ、隣の校区の学校のほうが近いからそっちへ行くと言うのは難しいです。

<委員>

地域の行事は、小学校単位行っていることが多いですが、学校区と居住校区が異なるのが、選択制を利用している人たちです。でも、全ての人々がそうであれば、連帯感が生まれるのではないかなと思います。

例えば、新栄町の子どもは全員花田小学校に通っているけど、吉田方校区で自治会活動を行っているとか。

<委員>

私は、逆だと思っていて、子どもにとっては学校での付き合いで連帯感は強くなると思います。

<委員長>

今話していただいていることは、手順とか留意事項に関することであるので、制度上だめというわけではないですよ。

手法を用いる際の優先順位としては、「通学区域の見直し」からでよろしいでしょうか。

手法については、5つ示されているのでまずはこれで進めて、今後意見等あれば事務局へ連絡をしてください。

4 その他

次回の開催日について。

第6回：7月27日（金）午後3時